

令和5年度の利用者負担額（保育料）のお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上は無料。2歳児以下は、第2階層（年収約260万円未満相当の市町村民税非課税世帯）は無料です。（R1.10～）

小国町では、子育て家庭の負担軽減を図るため、国が定める上限額よりも低く抑えた金額で設定しています。

◆ 保育料の負担軽減を拡充！

町独自の負担軽減

※副食費（4,500円相当）を軽減（令和元年10月～）

2歳児以下は、保育料を納付いただきますが、一律4,500円軽減した保育料を設定しています。

（例）第6階層の場合	（～令和元年9月）	（令和元年10月～）
第1子	25,500円	→ 21,000円
第2子半額	12,750円	→ 10,500円
第3子以降無料		

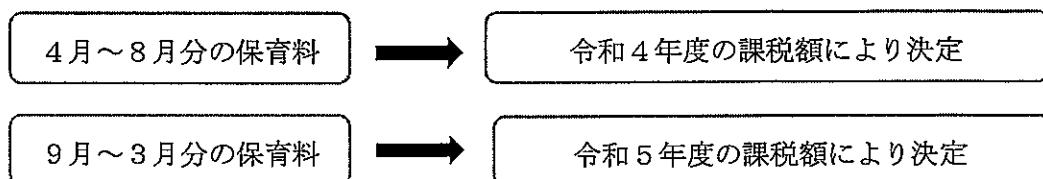
山形県と連携した負担軽減

※第3～5階層の世帯の保育料は無料（令和5年度）

（例）第5階層（ひとり親等世帯以外）の場合	
	（～令和4年3月） （令和4年4月～）
第1子	17,500円 → 0円

◆ 利用者負担額（保育料）の算定切り替え時期

市町村民税所得割額の決定時期により、毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。
（令和5年度の場合）



※ 市町村民税の所得割課税額は、毎年6月に町民税・県民税税額決定通知書でお知らせされます。

◆ 保育料の算定について

※ 住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配偶者控除等の税額控除（調整控除を除く）は、適用されません。

※ 保護者（父母）の税額を合算して算定します。